

協和キリングroup 人権基本方針

制定日：2022年12月8日

協和キリングroup（以下、「当社グループ」）は、「医薬」の事業分野において、高度な技術とユニークな視点で独自の研究を進め、製品を開発・提供するにあたり、公正かつ自由な競争の下、自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の形成に向けた取り組みを進めています。当社グループは、世界の人々の健康と豊かさに貢献するという経営理念を実現するために、当社グループの価値観に基づき、イノベーションへの情熱、多様な個性が輝くチームの力および高い倫理観をもって、Life-changing な価値を継続的に創出していきます。

1. 人権に対する基本的な考え方

「協和キリングroup 人権基本方針」（以下、本方針）は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠し策定されています。本方針は、当社グループがステークホルダーに対する人権尊重の責任を果たすために、当社グループの経営理念・ビジョン・価値観・行動規範ならびに関連する社内方針・規程等に基づく人権尊重の取り組みを約束するものです。また、人権擁護者に対する脅威、脅迫、攻撃（物理的および法的）を容認しない、またはそれに加担しないことを約束します。そして、人権尊重の取り組みにあたっては、以下に掲げる人権に関する国際規範を支持し、尊重します。

- すべての人々の基本的人権について規定した「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）
- 労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言*1」に加え、賃金や労働時間など労働者の人権に関する諸条約
- 「先住民族の権利に関する国際連合宣言*2」
- 「人間を対象とする医学研究の倫理的原則(ヘルシンキ宣言)」
- 「子どもの権利とビジネス原則」

*1 中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」の支持・尊重を含みます。

*2 土地と水及び天然資源の所有と使用に関する正当な保有権を尊重し、先住民族の権利を尊重することを含みます。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員と従業員に適用します。また、当社グループの事業、製品、サービスに関係するすべての取引関係者に対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 人権尊重の責任

当社グループは、自らの事業活動において、直接または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを理解しています。我々は、自らの事業活動から影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかになった場合には是正に向けた適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たします。

当社グループの製品やサービスを取引関係者等がどのように利用されるかをすべて把握することはできませんが、我々は、その製品やサービスが人権侵害に加担するような使用を一切意図していません。

取引関係者による人権への負の影響が、当社グループの事業、製品、サービスに関連していることが疑われる場合には、取引関係者に対しても人権を尊重し侵害しないよう求めていきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスを推進し、当社グループが社会に与える人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図ります。

5. 対話・協議

当社グループは、本方針を実行する過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、ステークホルダーとの対話と協議を誠実にを行います。

6. 教育・研修

当社グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員、従業員および必要に応じて取引関係者に適切な教育・研修を行います。

7. 救済

当社グループの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、あるいは取引関係者を通じた関与が明らかになった、または関与が疑われる場合には、国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

8. 責任者

当社グループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

9. 情報開示

当社グループは、人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイト等で開示します。

10. 適用法令

本方針は、いかなる法律や法的権利も妨げるものではありません。

当社グループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方法を追求します。しかし、いかなる場合においても、我々は、事業活動を行うそれぞれの国または地域の法に違反することはありません。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

本基本方針の主管部：人事部

宮本昌志